

## 【私たちの活動について】

2013.11.01 猪野憲一

長崎県西海市や神奈川県逗子市などで相次いだストーカー殺人事件に胸を痛め、これ以上繰り返されないことを願って昨年、過去の事件で同様に命を奪われた被害者の遺族や支援者の仲間とともに、法改正と対策強化を求める要望書を2度にわたって警察庁に提出しました。このほど、成立以来一度も見直されることがなかったストーカー規制法が改正され、この検討会に私共遺族の代表が参加し、被害者の声を国に届ける仕組みができたことは前進と評価していますが、これまで要望してきた内容はまだ十分に実行されたとは言えません。

改正法施行直後に東京都三鷹市で18歳の女子生徒が刺殺される事件が起き、非常に残念に思うと共に、対策はまだ不十分だと強く感じました。真に被害者とその家族が命と安全を守られる社会を築くため、下記の要望内容を検討会の場で議論していただきたく、お願いします。

これまでの要望事項は以下の通りです。

1. 過去に起きたストーカー殺人の対応の問題点を、この検討会など警察以外の有識者等による第三者機関が検証し、公表すること
2. 警察官が機動的に対処できる内部体制を確立し、ストーカー犯罪特有の危険性と、早期対応の重要性を、現場ならびに社会全般に教育指導すること
3. ストーカーの暴力行為に厳しく法令を適用し、被害者と家族および周囲の人間の安全保護のために、現実的かつ積極的な対策を講じること
4. 警察だけでなく、司法や福祉などの行政機関も積極的に関与して、被害者を社会全体で保護するよう、制度の枠組み全体を見直すこと
5. ストーカー規制法のさらなる改正と対策の見直しの検討は、被害者と家族の意見を聞き、支援者や研究者の意見も取り入れて、その声を反映させて進めること

### 《活動の経過》

- 2011年12月 西海市の2女性殺害事件発生
- 2012年 4月 警察庁と国家公安委員会に1回目の要望書提出
- 11月 逗子市の女性殺害事件発生  
逗子の事件を受け2回目の要望書提出（別紙参照）
- 2013年 6月 改正ストーカー規制法成立
- 10月 改正ストーカー規制法施行  
三鷹市で女子高生殺害事件発生

以上

**警察庁長官 片桐裕 殿**  
**国家公安委員長 小平忠正 殿**  
**国家公安委員会 委員各位**

## **被害者の声を反映したストーカー行為規制法改正を求める要望書**

長崎県西海市など全国で相次ぐストーカー殺人事件に胸を痛め、これ以上繰り返されないことを願って今年4月、ストーカー行為規制法改正を求める要望書を提出しました。しかしその後、私たちが要望した、警察以外の第三者機関による事件の検証も、被害者保護のための法改正もされないまま、今般、神奈川県逗子市で33歳の女性が元交際相手の男に刺殺されるという、痛ましい事件が再び起きてしまいました。

逗子市の事件では、警察が被害女性の相談を再三受けながら、犯行を防げなかっただけでなく、女性が隠してきた結婚後の姓と住所の一部を加害者に伝えたことが判明しました。ストーカー被害に対する危機感の欠如と、人命を軽視した警察の対応が繰り返されることに、同じようにストーカーに家族を奪われた遺族として、強い憤りを覚えます。どれだけの命が奪われれば、警察はその対応を改め、ストーカー行為規制法を根本的に見直すのでしょうか。執拗な付きまといに苦しむ被害者が相談できる窓口が、主に警察しかない現状にも問題があると感じます。

今回、ストーカー行為規制法のつきまとい行為に、メールが明文化されていないことが注目され、条文にメールを盛り込む法改正が検討されています。しかし、そうした小手先の改正ではさらなる悲劇が防げるとは思えません。規制法は2000年の施行以来、5年後見直しの規定がありながら一度も見直されずにきました。今度こそ、被害者と家族の生命、安全を守る実効性のある法律にするために、法改正にあたっては以下を強く要望します。

- 1. ストーカー行為の被害者と家族から直接意見を聞き、支援者や研究者の意見も取り入れて、その声を反映させた、被害者保護ための法改正をすること**
- 2. 逗子市や西海市の事件をはじめ、過去のストーカー殺人事件の問題点を、警察以外の有識者等による第三者機関が検証、公表し、検証結果を法改正に反映させること**
- 3. 警察だけでなく、司法や行政機関も積極的に関与して被害者を社会全体で保護するよう、制度の枠組み全体を見直すこと**

2012年11月15日

埼玉県桶川市の事件遺族	猪野憲一
兵庫県太子町の事件遺族	尾ノ井廣行
愛知県西尾市の事件遺族	永谷博司

(賛同者・順不同)

元ストーキング被害者の会代表・翻訳家	秋岡 史
お茶の水女子大学名誉教授(ジェンダー法学)	戒能民江
弁護士	長谷川京子
東洋学園大学教授(刑事法)	宮園久栄

なお、この要望書に対し、警察庁および国家公安委員会としてどのような対策を講じられるのか回答を求めます。11月30日(金)までに以下あてに、FAXと郵送と両方でご回答ください。

(回答先)

郵便番号 112-8610  
東京都文京区大塚2-1-1  
国立大学法人お茶の水女子大学  
戒能民江  
FAX 03-5978-5789